

# 知立市議会BCP（業務継続計画）

---

令和元年5月  
令和2年7月改正

知立市議会



## 目 次

第 1	業務継続計画（BCP）策定の背景と目的	1
第 2	災害時の行動指針	2
1	議会の役割	
2	議員の役割	
第 3	災害時の市との協力・連携体制	3
第 4	議会BCPの発動基準	4
第 5	業務継続に係る体制及び活動基準	5
1	業務継続（安否確認）体制の構築	
(1)	議会及び議員の体制	
ア	議会災害対策会議の設置	
イ	議員の基本的行動	6
ウ	災害発生時期に応じた議員の行動基準	
エ	対策会議などの指揮命令系統	
(2)	議会事務局の体制	7
ア	災害発生時期に応じた議会事務局職員の行動基準	
イ	議員への安否確認方法	8
ウ	議員の安否確認事項	
2	行動時期に応じた活動内容の整理	10
(1)	行動形態	11
(2)	行動基準	12
(3)	議員の参集方法など	14
3	議会審議を継続するための環境整備	16
(1)	議場及び委員会室等	
(2)	通信機器設備	
(3)	情報伝達システム	
(4)	備蓄品などの確保	

第 6	情報収集	18
1	地域の災害情報の収集	
2	市対策本部と対策会議との情報共有体制の確立	
第 7	議会の防災計画と防災訓練	20
1	知立市議会の防災計画	
2	知立市議会の防災訓練	
第 8	業務継続計画（BCP）の運用	21
1	議会BCPの見直し	
第 9	計画の体系図	22
1	時系列にみる災害時の基本的行動パターン	

## 資料

様式第 1（議員安否・所在確認表）	24
様式第 2（情報収集連絡表）	25
議員の安否確認などのメール文例	26
知立市議会における災害発生時対応要領	27
知立市議会における災害発生時の行動マニュアル	30

## 第 1 業務継続計画（BCP）策定の背景と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波が発生し、広大な範囲に甚大な被害をもたらした。被災地域では、補正予算を含む多くの専決処分が行われ、議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会独自の業務継続計画（BCP）策定の必要性がクローズアップされてきた。

大規模災害などが発生した非常事態においても、二元代表制としての議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、知立市議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応等について必要な事項を定めることにより、もって災害被害の拡大防止、並びに議会機能の早期回復及びその維持を図ることを目的とした知立市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

## 第2 災害時の行動指針

### 1 議会の役割

議会は、行政の議事・議決機関として、予算・決算、条例の制定・改廃や重要な契約などを審議し、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行状況を監視、評価し、また、市の重要な政策形成において住民の代表者として地域性や市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初期対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

### 2 議員の役割

議員は、議会が議事・議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、災害発生時において、議員は、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員は、こうした議事・議決機関としての議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識すると同時に、地域の救援・救護活動などに従事する役割も担うものである。

### 第3 災害時の市との協力・連携体制

災害発生時には、災害対応活動に主体的に当たるのは、知立市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）をはじめとする執行機関であり、議会は、実際に主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行使するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため、議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力で当たる必要がある。

## 第 4 議会 B C P の発動基準

議会 B C P の対象とする災害種別と発動基準は、次のとおりとする。

知立市地域防災計画に基づく市対策本部が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	発動基準
地震	1. 市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合 2. その他議長が必要と認める場合
風水害	1. 台風等の風水害等により、市対策本部が設置され、本部員が招集された場合 2. その他議長が必要と認める場合
その他	上記自然災害のほか、事件・事故による大規模災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

## 第5 業務継続に係る体制及び活動基準

### 1 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議事・議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

#### （1）議会及び議員の体制

##### ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、知立市議会における災害発生時対応要領の規定に基づき、市対策本部が設置された後、速やかに知立市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）の設置の可否を決定し、迅速な災害対応に当たるものとする。対策会議の構成は、議長、副議長、各派代表者（以下「対策会議構成員」という。）で組織し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担い、設置基準は次のとおりとする。

（対策会議）

構成員	議長	副議長	各派代表者
主な任務	対策会議の設置を決定し、対策会議を代表し、その事務を統括する。	議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。	議長及び副議長を補佐し、議長の命を受け対策会議の事務に従事する。

※ 対策会議構成員以外の議員は、議長が必要と認める場合は、対策会議に出席し、その事務に従事する。

災害種別	設置・解散時期	設置場所	参集時間	会議運営
・地震 ・風水害 ・その他	市対策本部の設置後、速やかに議長が対策会議の設置の可否を決定し、市対策本部の解散をもって対策会議を解散するものとする。	知立市庁舎内「知立市議会事務局」（状況に応じて、議長が指定した場所）	議長から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに対策会議に参集する。	対策会議の進行は議長が行う。協議事項はその都度議長が決定する。

## イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、活動に当たるものとする。

- 対策会議からの議員の参集指示があるまでは、地域の一人として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。
- 対策会議からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、自身の安否及び居所又は連絡場所を報告し、連絡体制を確立しておく。
- 地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて対策会議へ報告する。
- 対策会議からの議員の参集指示があったときは、速やかに出席し、対策会議の任務に当たる。

## ウ 災害発生時期に応じた議員の行動基準

### (ア) 災害が会議（本会議・委員会等）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、議会来庁者及び議員の避難誘導その他安全確保のための指示をする。また、議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救助・支援を行う。その後、家族の安否確認を行うとともに、議長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

### (イ) 災害が時間外（平日夜間、土曜、日曜、祝日、休会日等）に発生した場合（議員が市内にいる状況）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救助・支援を行う。対策会議構成員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、議長の指示により参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

### (ウ) 災害が議員の市内不在時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救助・支援を行う。対策会議構成員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、議長の指示により参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

## エ 対策会議などの指揮命令系統

対策会議においては、議長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を

次のとおり定めるものとする。なお、対策会議の第一次招集は、対策会議構成員とし、第二次招集は、その他の議員とする。

**(指揮・命令)**

【議長不在時の代理者】

・議長 ⇒ 副議長 ⇒ 年長の議員

**(2) 議会事務局の体制**

市において、市対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。

**ア 災害発生時期に応じた議会事務局職員の行動基準**

**(ア) 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合**

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、非常時優先業務に当たる。家族の安否確認を並行して行う。

**【本会議、委員会等開催中】**

本会議、委員会等の開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議会来庁者及び議員の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否・所在確認表（様式第1）を活用するなど迅速に行う。

**【休会又は閉会中】**

休会又は閉会中における非常時優先業務は、議会来庁者及び来庁議員の安否確認、避難誘導を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、非常時優先業務を行う。

**(イ) 災害が休日（土曜、日曜、祝日）・平日夜間に発生した場合**

議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全を確保するとともに、住居の被害状況を確認し、被災者がある場合にはその救助・支援を行う。その後、参集基準に従い、速やかに市役所議会事務局へ参集し非常時優先業務に当たる。

**【議会事務局職員の非常時優先業務】**

- 来庁者の避難誘導、被災者の救助・支援
- 職員の安否確認
- 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 対策会議の設置
- 市対策本部等との連絡体制の確保

- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- 電気、水道、ガスなどインフラの確認
- 議場、委員会室等の被災状況の確認及び対策会議設置場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働確認

## イ 議員への安否確認方法

### (ア) 市の安否メールが使用できる場合

市の防災メールの安否メールが一斉送信される。安否メールに返信がない場合は、(イ)から(エ)までの方法により確認する。なお、議長と副議長については、安否メールでの確認に加え、電話により直接、安否を確認する。

### (イ) 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・パソコン等端末に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯メール・パソコン等端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

### (ウ) 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・パソコン等端末に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・パソコン等端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

### (エ) 議会事務局と議会事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

通信機器が全てダウンし、通信手段がない場合は、市域狭隘のメリットを生かし、徒歩等により登庁することで、直接、安否を確認する。

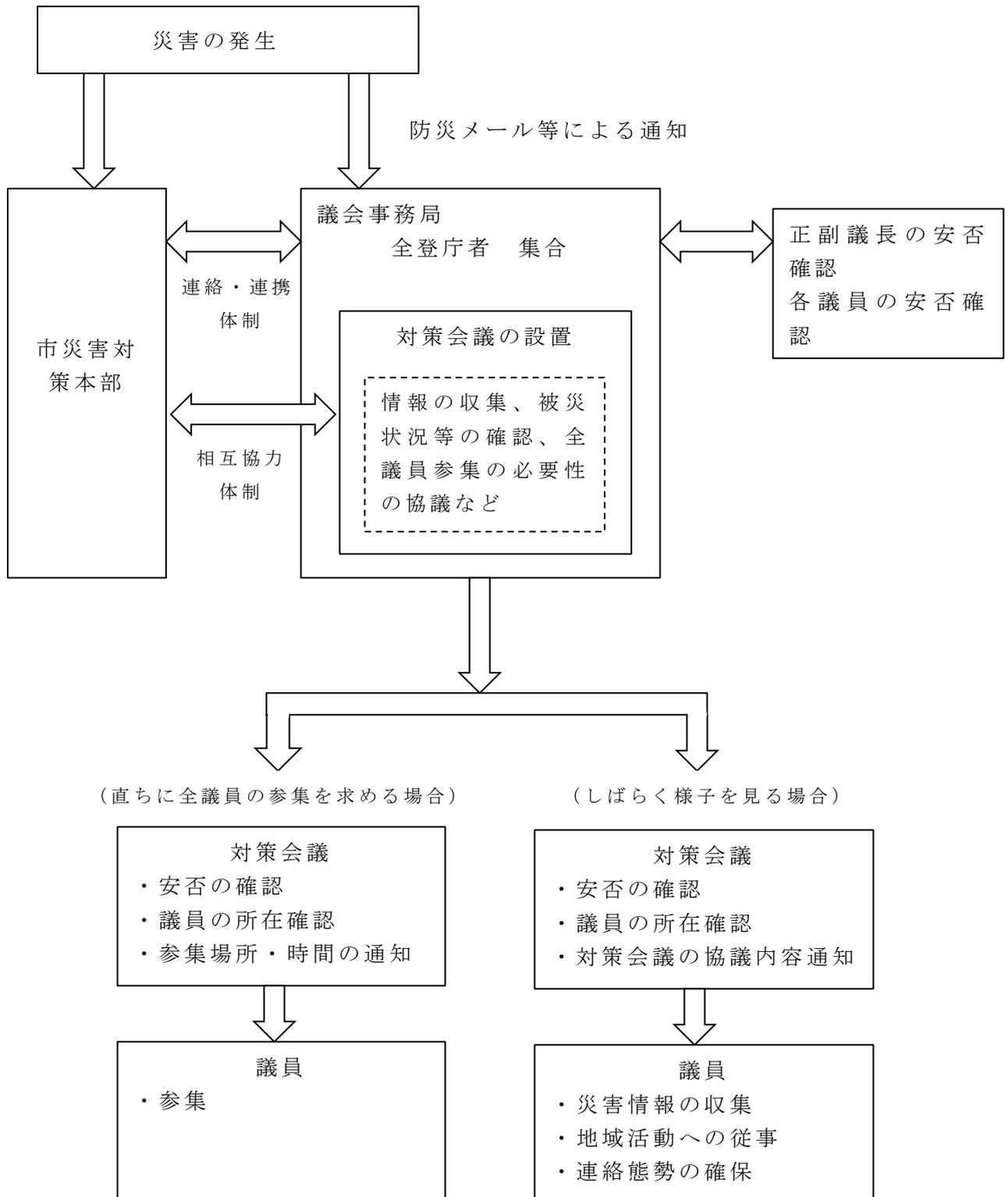
通信機器が全てダウンすることを想定し、災害用携帯電話を借用するなど、災害時の議員との連絡体制を確保する必要がある。

## ウ 議員の安否確認事項

議員安否・所在確認表（様式第1）に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- 地域の被災状況
- その他

【災害時の議会・議会事務局の行動フロー】



## 2 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、展開期、安定期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは必要不可欠であり、災害が休日・平日夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理することは重要である。

なお、安定期から平常時に移行する段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該計画においては、より議会の責任を明確にするなどの検討が必要である。

## (1) 行動形態

(災害が休日・平日夜間に発生した場合)

初動期 (発災後～3日目): 議会事務局職員の参集、対策会議の設置、安否確認の実施、情報の収集



※議員は、対策会議からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所等の活動に協力するなど、地域での活動などに従事

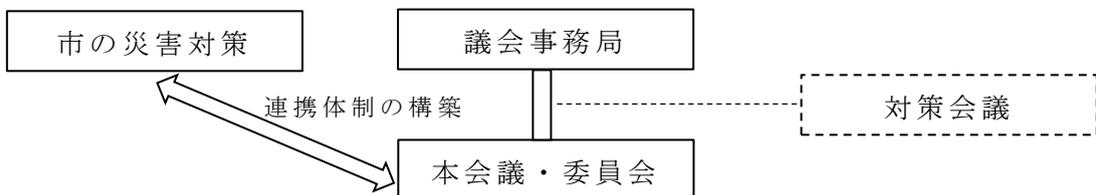
展開期 (4日目～7日目): 災害情報の収集、把握、共有、発信



※議員と市の収集した情報を対策会議で共有し、市対策本部と連携を図る。

※議員は、対策会議からの参集の指示あれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

安定期 (8日目～1か月): 議会機能の早期復旧



※本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議する。

1か月～: 常時の議会組織体制へ (復興計画などについて、議会として審議)

## (2) 行動基準

(災害が休日・平日夜間に発生した場合)

### 【地震の場合】

時期	議会事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
<b>【初動期】</b> 災害発生直後  ~  24時間	◇災害情報の確認 ◇自身と家族の安全確保 ◇参集者は指定された場所へ参集 ◇議会事務局の被災状況の確認（対策会議の場所決定） ◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇対策会議の設置 ◇市と連絡体制確保	◇対策会議の設置 ◇災害関係情報の収集 ◇市対策本部等との連携	◇自身と家族の安全確保 ◇議会事務局に安否報告
24時間  ~  48時間	◇議員の安否確認 ◇職員の安否確認 ◇議場、委員会室などの被災状況の確認 ◇議場等の放送設備の確認 ◇対策会議の運営 ◇災害関係情報の収集	◇議員の安否などの情報整理 ◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市対策本部等との情報の共有	◇対策会議からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
48時間  ~  72時間	◇対策会議の運営 ◇災害関係情報の収集・整理・発信	◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ◇市対策本部等との情報共有 ◇議会運営事項の協議	◇対策会議からの指示があるまでは地域活動 ◇災害関係情報の収集 ◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ◇対策会議からの指示に即応できる態勢の確保

<p>【展開期】</p> <p>4 日目</p> <p>～</p> <p>7 日目</p>	<p>◇対策会議の運営</p> <p>◇災害関係情報の収集・整理・発信</p> <p>◇議会再開に向けた準備</p>	<p>◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議</p> <p>◇議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議）</p> <p>◇災害初動対応の進捗状況の確認</p>	<p>◇対策会議からの指示を踏まえて行動</p> <p>◇地域での災害情報、意見、要望などの収集</p> <p>◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力</p> <p>◇対策会議からの指示に即応できる態勢の確保</p>
<p>【安定期】</p> <p>8 日目</p> <p>～</p> <p>1 か月程度</p>	<p>◇対策会議の運営</p> <p>◇議会再開に向けた準備</p> <p>◇通常業務に移行</p>	<p>◇本会議、委員会の開催準備</p> <p>◇復旧体制などの確認</p>	<p>◇対策会議からの指示により、議員活動に専念</p> <p>◇本会議、委員会の開催</p> <p>◇議決事件の審議・議決</p> <p>◇復旧活動に関する国・県への要望などの検討</p> <p>◇復興計画の審議</p> <p>◇通常議会の体制への移行</p>

### (3) 議員の参集方法など

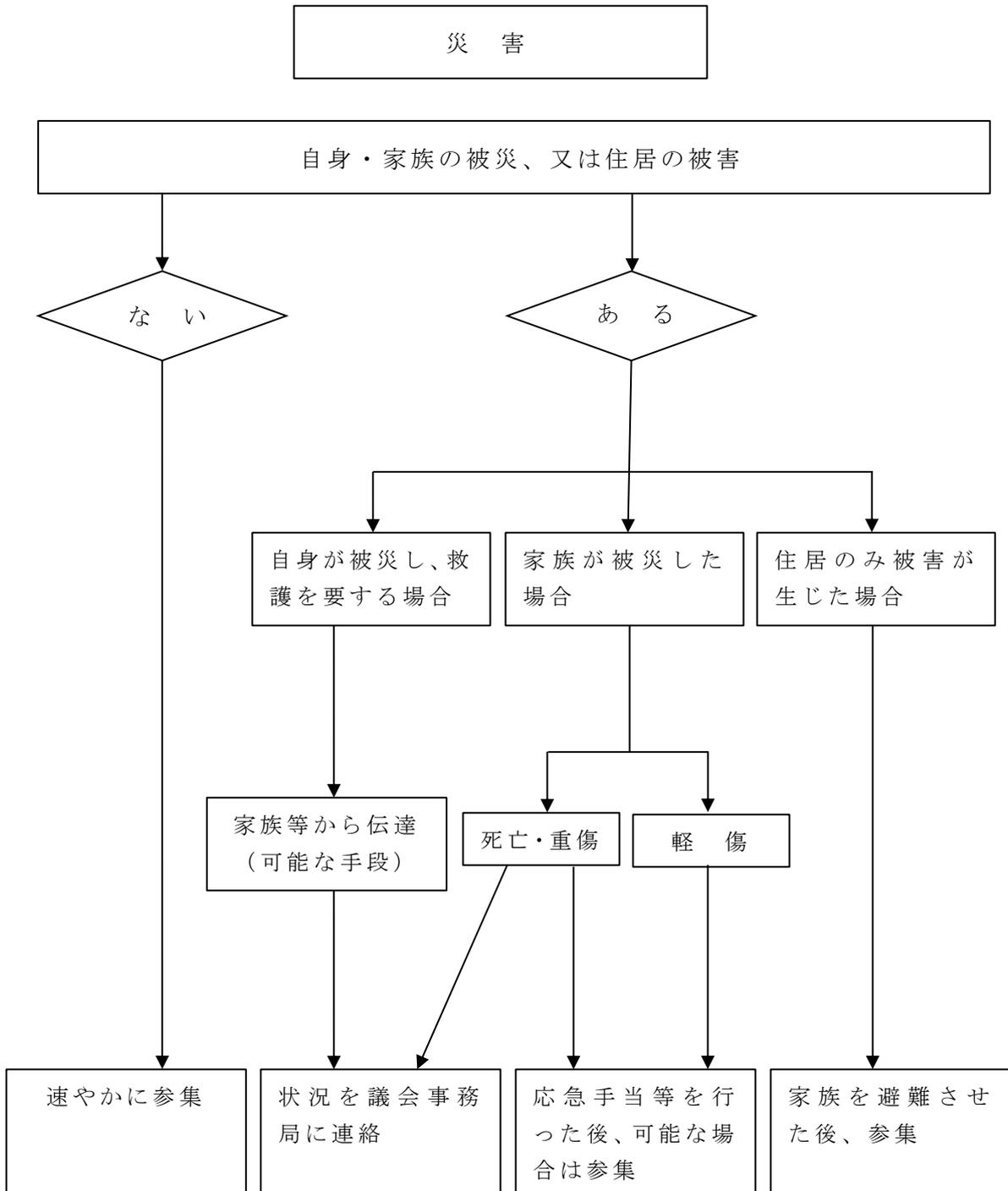
議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を議長に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

#### 【議員参集基準】

災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
地震・風水害・その他	◇公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集	◇本庁舎が被災していない場合 ⇒議会事務局 (本庁舎5階)  ◇本庁舎が被災した場合 ⇒議長が指定する代替施設・場所	◇防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装  ◇冬季は防寒対策を行う	◇携帯電話、筆記用具、非常用食料、飲料水、軍手、マスク、着替えなど

- ※ 参集途上、被災者の救助が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。  
この場合、直ちに議会事務局に報告する。
- ※ 参集途上、参集に支障がない可能な範囲で災害情報を収集する。

【議員の参集フロー】



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要である。

### 3 議会審議を継続するための環境整備

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

#### (1) 議場及び委員会室等

議場、委員会室、議会事務局等のある本庁舎は、新耐震基準前の昭和53年に建築されたが、その後、平成18年に耐震補強工事が完了し、新耐震基準を満たす建物と同等の強度となっており、本市の災害対策拠点として、その機能を果たすことができる。

しかし、内部の設備、備品等は、地震発生により損傷、倒壊するおそれがある。5階の議場、委員会室等については、机・椅子等の什器備品が地震の揺れによって正常に機能しないことが想定されるとともに、放送設備等の損傷も懸念される。

ここで、新耐震基準を満たす建物と同等の強度とはいえ、本庁舎の一部に被害が発生し、使用できなくなるというもしもの場合に備え、新耐震基準を満たす施設を代替施設として使用することを想定する必要がある。新耐震基準を満たす施設として、図書館、文化会館、給食センターの会議室などの使用について、市と協議する必要がある。

#### (2) 通信機器設備

現在、議会事務局には、災害時優先電話は配置（分配）されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時には、その利用の集中、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。

災害時優先電話は、市対策本部が優先して使用するため、災害用携帯電話を借用するなど、災害時の議員との連絡体制を確保する必要がある。

#### (3) 情報伝達システム

現在、議会の情報システムは、執行機関のネットワークシステムの中で管理をしている状況である。いずれも執行機関のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。

しかし、会議録検索システム、議会映像インターネット配信等については、議会独自のシステムであるため、業務委託機関との十分な調整により、継続稼働が可能なシステム管理及び運営が必要となってくる。

#### (4) 備蓄品などの確保

広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考えとなっている。

しかし、議会においては、議会事務局職員については、個々に3日分の食料・飲料水を確保するようにしているが、議員を対象とした食料などの備蓄品は確保されていない。災害によっては、議員と議会事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的

に備蓄品（非常用食料・飲料水、簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品、防災キット）などを確保する必要がある。

## 第6 情報収集

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うに当たっては、必要な地域の災害情報を迅速かつ的確に把握することが前提となる。災害情報は、知立市地域防災計画に基づき市対策本部に主に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報が寄せられることで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応に当たるためには、執行機関と議会との綿密な情報共有が必要である。

そのために、市対策本部と対策会議において、組織的な連絡・連携・相互協力体制を確立することが重要である。

### 1 地域の災害情報の収集

議員は、市が把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集指示があるまでは、一市民として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、市が把握しきれない被害情報を補完するなど、非常に有益である。一方、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ議員が収集した情報を対策会議に集積し、整理しておくことが重要である。

また、市民への災害情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、情報の収集・発信などについて必要な情報を精査するなど、情報管理の仕組みを構築することが必要である。

### 2 市対策本部と対策会議との情報共有体制の確立

対策会議は、災害発生時には、市対策本部から市内被災状況の情報提供を求めるとともに、議員が収集する情報は、市が把握しきれない情報を補完するなど、非常に有益であることから、必要に応じて対策会議を通じて市対策本部に情報提供する必要がある。

市対策本部が収集する災害情報と対策会議の議員が収集した被災情報を相互に共有し、災害被害状況を効率的・効果的に整理・分析することにより、迅速で精度の高い被災情報の把握につながると考えられる。このことは、被災された市民への素早く的確な救護・救援活動に対応できることにつながる。

こうしたことから、市対策本部と対策会議との災害に係る情報共有体制を築くことが重要である。

【連絡・連携体制図】



※ 市対策本部の会議には、議会事務局から事務局長が「議会班」とし参画

## **第 7 議会防災計画と防災訓練**

### **1 知立市議会の防災計画**

知立市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として知立市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

知立市議会では、知立市議会における災害発生時対応要領に続き、議会BCPを策定し、災害非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定める。今後、議会としての防災計画の策定に向けた取り組みが求められている。

### **2 知立市議会の防災訓練**

議会BCPの策定を踏まえ、災害発生時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとする。併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を計画的に実施する必要がある。

## **第 8 業務継続計画（BCP）の運用**

### **1 議会BCPの見直し**

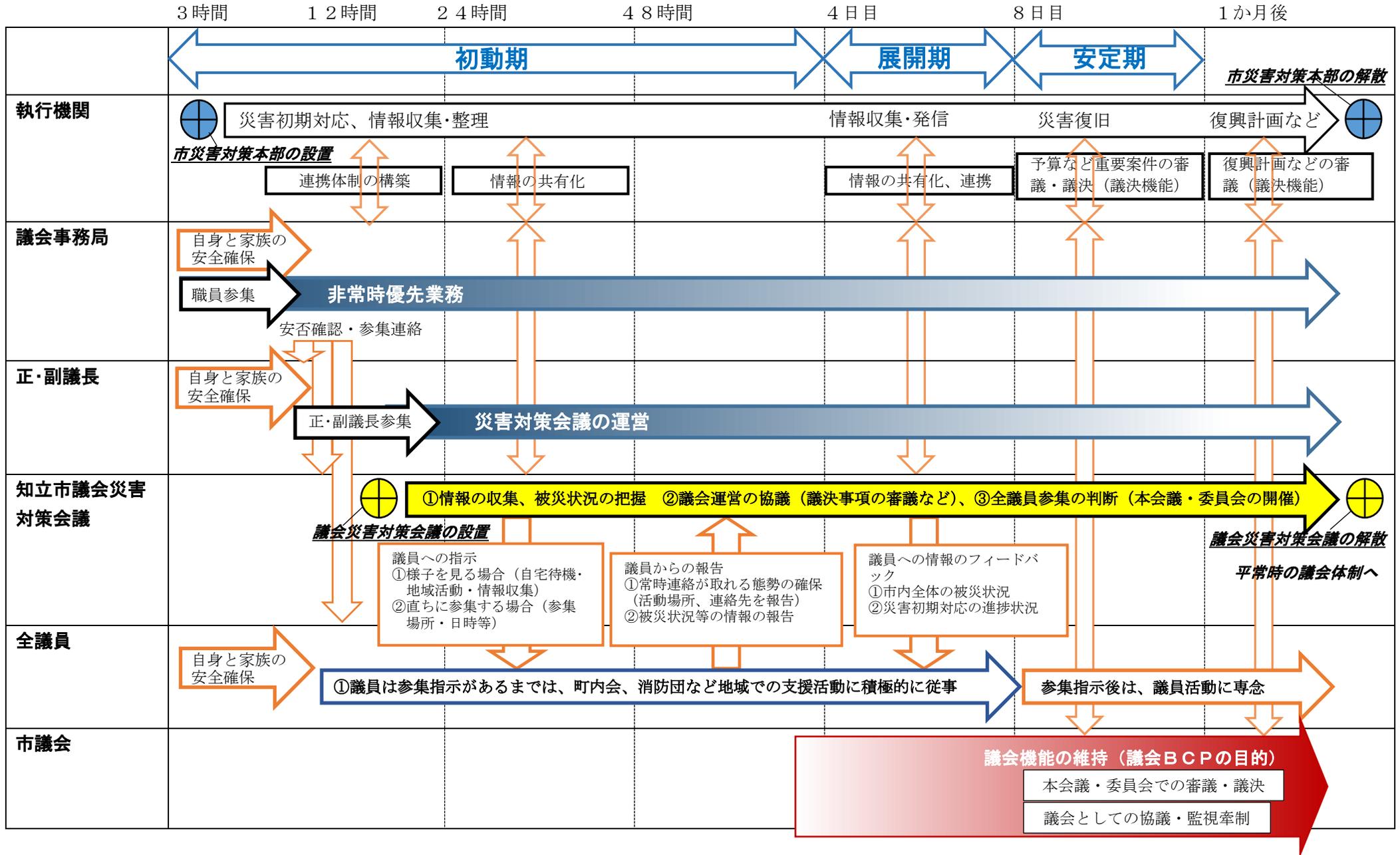
議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPの適宜改正、見直しを行う。

## 第9 計画の体系図

### 1 時系列にみる災害時の基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害（地震）が休日・時間外に発生した場合を一つの基本的行動パターンとして整理する。

【時系列にみる災害時の基本的行動パターン（災害が休日・平日夜間に発生した場合）】



# 議員安否・所在確認表

様式第 1

確認日時	月日	月 日 ( )	議員氏名	
	時間	午前・午後 時 分		
確認者名			議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有	重体 重傷 軽傷 その他 ( )
			無	
	家族	被災	有	配偶者 子ども 親 その他 ( )
			無	
所在地	市内	自宅 自宅外 ( )		
	市外	場所 ( )		
居室の状況	被害	有	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他 ( )	
		無		
参集の可否	可・否	参集可能な時期		
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入			
地域の被災状況				
その他				

# 情報収集連絡表

様式第 2

受信日時	月日	月 日 ( )	議員氏名	
	時間	午前・午後 時 分		
受信者名			連絡先	

被災の概況	発生場所	学区				発生日時	月日	月 日 ( )		
		住所					時間	午前・午後 時 分		
被災の概況										
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	計	人			
		負傷者	重体	人	重傷	人	軽傷	人	計	人
	住宅	全壊		戸	半壊	戸	一部損壊	戸	その他	戸
		床上浸水		戸	床下浸水	戸	計	戸		
応急対策の状況										
避難状況										
その他	※避難者等からの要望事項等を記入									

## 議員の安否確認などのメール文例

### 【ケース1】※地震・風水害・その他 ⇒ 議長、副議長及び会派の代表者に送信（1次招集）

表題：市議会災害対策会議の設置について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）のため、知立市災害対策本部が設置されました。

これにより、知立市議会BCP（業務継続計画）に基づき、知立市議会災害対策会議を設置しますので、議長、副議長及び各会派の代表者は、市役所5階議会事務局（〇〇〇〇）に参集してください。

なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、服装携行品にもご留意ください。

### 【ケース2】※地震・風水害・その他 ⇒ 全議員に送信（2次招集）

表題：安否確認（議員）について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、（地震・風水害・その他）のため、知立市災害対策本部が設置されました。

これにより、知立市議会BCP（業務継続計画）に基づき、知立市議会災害対策会議が設置されました。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信してください。

なお、返信時には、必ず最初に議員の名前を記入してください。

- ①自身と家族の安否情報
- ②現在の所在地
- ③居宅の被害状況
- ④参集の可否と参集が可能な時期
- ⑤連絡先（家族などの連絡先）
- ⑥地域の被災状況（特記すべき内容がある場合）

○知立市議会における災害発生時対応要領

平成28年2月22日議会要領第1号

改正

平成30年5月28日

令和2年7月13日

知立市議会における災害発生時対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市において地震等の災害が発生したときに、知立市議会が知立市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対策会議の設置)

第2条 知立市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、知立市議会内に知立市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 議長又は副議長は、各派代表者及び市対策本部に対し、対策会議の設置を報告する。

(対策会議の構成)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び各派代表者をもって構成する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故があるときは、年長の議員が議長の職務を代理する。

5 各派代表者は、議長及び副議長を補佐し、議長の命を受け対策会議の事務に従事する。

6 議長は、必要と認める場合は、副議長及び各派代表者以外の議員に対し、対策会議の会議への出席を求めることができる。

(対策会議の任務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対策会議の会議)

第5条 対策会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により構成員が参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術を利用して、対策会議の会議を開催するものとする。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を対策会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 対策会議より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて対策会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談、助言その他の支援を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対策会議の決定に基づき行動すること。

(市議会事務局の対応)

第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等において得た情報を、対策会議へ提供する。
- (2) 事務局職員は、対策会議の業務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

# 知立市議会における災害発生時の行動マニュアル

平成28年 2月22日

改正 令和 元年 5月27日

## 1. はじめに

本マニュアルは、大規模地震、台風等風水害等の災害発生時における行動マニュアルである。

「知立市議会における災害発生時対応要領」第2条に規定する知立市議会災害対策会議が設置された場合、当該対策会議の指示に基づき対応するものとする。

## 2. 大規模地震発生時

### (1) 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき行動する。

### (2) 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ、ラジオ等の情報により判断し、「知立市議会における災害発生時対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

震度等	参集する者	備考
震度5弱の地震発生	議長、副議長	市第二非常配備
震度5強以上の地震発生	議長、副議長、各派代表者	市第三非常配備
議長から指示があったとき	議員	

### (3) 参集及び活動時の留意事項

#### ① 服装、携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、デジタルカメラ、筆記用具、メモ帳等必要な用具をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

#### ② 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

#### ③ 緊急措置

火災、人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置を講ずる。

### (4) 初動期・展開期・安定期の所掌事務

初動期・展開期・安定期における議員の所掌事務は、原則として次の表に掲

げるとおりとする。

期 間		所 掌 事 務
初動期	災害発生日から起算して概ね3日目までの期間	地域掌握が完了するまでの被災地における救出・救護活動等に関すること。
展開期	災害発生日から起算して概ね4日目から7日目までの期間	1. 議会災害対策会議との情報交換に関すること。 2. 被災地、避難所等における状況調査に関すること。 3. 被災地、避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 4. 被災者に対する相談、助言その他の支援に関すること。
安定期	災害発生日から起算して概ね8日目以降の期間	1. 市対策本部への協力に関すること。 2. 全員協議会の開催に関すること。 3. 被災地、避難所等の視察に関すること。 4. 市への要請に関すること。 5. 国、県等への要望等に関すること。 6. 臨時会の開催に関すること。

### 3. 台風等風水害発生時

台風等の風水害等により、市災害対策本部が設置され、本部員が招集された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。

- (1) 議会事務局長は、市災害対策本部が設置された旨を全議員へ連絡する。
- (2) 連絡を受けた議長及び副議長は、状況に応じて参集する。
- (3) 市から提供された災害情報等は、議会事務局長から議長及び副議長へ報告の上、必要に応じて各議員に情報提供を行う。
- (4) 各議員が地域で収集した情報は、議長（議会事務局）へ報告する。
- (5) 報告された情報は、議長（議会事務局）が整理し、必要に応じて市に提供する。

### 4. その他

議長は、市議会災害対策会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに、議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。二次災害が起らないように、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。

**知立市議会BCP（業務継続計画）**

令和元年5月発行

令和2年7月改正

編集発行：知立市議会

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地

TEL：0566-95-0137 FAX：0566-83-5565

E-mail：gikai@city.chiryu.lg.jp

